


所管部課	学校教育部教育総務課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則 について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>本規則は、学校教育法施行令の規定に基づき、東大和市立学校の通学区域、就学すべき学校の指定等について必要な事項を定めたものである。令和2年7月に策定した「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針、東大和市立小・中学校再編計画」に基づき、令和4年4月1日から通学区域を変更する必要があることから、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>なお、この通学区域の変更は、対象区域内に居住する令和4年度以後の新小学1年生を対象とする。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 第五小学校の通学区域の一部（向原3丁目の一部、同6丁目の一部及び南街1丁目の一部）及び第八小学校の通学区域の一部（中央3丁目、同4丁目及び南街3丁目の一部）を第二小学校の通学区域に改める。</p> <p>② 令和4年3月31日において第五小学校及び第八小学校の第1学年から第5学年までに在学する児童は、令和4年4月1日以後も従前の通学区域とする。</p> <p>③ 第四中学校の通学区域の一部（中央3丁目、同4丁目及び南街3丁目の一部）を第二中学校の通学区域に改める。</p> <p>④ 就学の通知、学校の指定及び指定した学校の変更に係る手続は、令和4年4月1日前においても行うことができる。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>①② 令和4年4月1日</p> <p>③ 令和10年4月1日</p> <p>④ 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>対象区域の市立学校における児童・生徒数の均衡が図られる。また、第五小学校が2つの中学校区に属していることが解消される。</p>						
<p>2 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年5月7日 令和3年第5回東大和市教育委員懇談会</p> <p>令和3年5月21日 市議会議員への情報提供</p> <p>令和3年5月26日 令和3年第5回東大和市教育委員会定例会終了後 説明及び意見聴取</p> <p>令和3年6月25日 令和3年第6回東大和市教育委員会定例会で可決</p>						
3 留意事項（問題点等）						
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>今後は、市報、ホームページ及び教育委員会だよりに掲載するとともに、案内チラシ等の作成により、学校及び市民に周知を図る。</p>						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。